

山口県報

平成17年
4月22日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)	一
医療施設行細則の一部を改正する規則(医務課)	二
砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(砂防課)	二
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	四
救急病院等でなくなった医療機関(医務課)	五
救急病院等の認定(医務課)	五
森林病害虫等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(森林整備課)	六
長門市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	七
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	七
公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請(港湾課)	七
臨港地区の分区の指定(一〇件)(港湾課)	八
道路の位置の指定(三件)(建築指導課)	一
公告	一
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催(自然保護課)	二
契約の締結(医務課)	二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	二
一般競争入札の実施(物品管理課)	三
公安委告示	四
技能検定員審査の実施	四
教習指導員審査の実施	六



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第八十九号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第一号中、「砂防指定地における行為の規制に関する条例」を「砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」に改め、同号中「砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則」を「砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例施行規則」に改め、「八」の下に「又は水」を加え、同号中「同号力とし、同号ト中「へ」を「ち」に改め、同号中トをリとし、リの次に次のように加える。

又 条例第八十八条第一項の規定に基づき、八又は水の許可を受けた者に対し、当該許可に係る行為に関し報告させ、又は所属職員に、当該行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該行為の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

ル 条例第八十八条の二第一項の規定に基づき、占用料を徴収すること。

ヲ 条例第八十八条の二第三項の規定に基づき、占用料を減免すること。

ワ 条例第八十八条の二第四項ただし書の規定に基づき、占用料を還付すること。

第五十四条第四項第一号へ中「八」の下に「又は水」を加え、同号へを同号子とし、同号水中「八」の下に「又は水」を加え、同号中水をトとし、二の次に次のように加える。

ホ 条例第四条の二第一項の規定に基づき、砂防設備の占用の許可をすること(同条第三項の規定による国又は地方公共団体からの協議を受けることを含む)。
へ 条例第四条の二第二項の規定に基づき、ホの許可に必要な条件を付すること。

附則

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和五十八年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二十六号様式及び別記第二十八号様式中「~~砂防設備の管理~~」を「~~砂防設備の占有~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十一号

砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則（平成十五年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「規制」の下に「及び砂防設備の管理」を加える。

第一条中「砂防指定地における行為の規制に関する条例」を「砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」に改める。

第二条第一項中「知事」を「申請に係る砂防指定地を所管する土木事務所長（以下「所管土木事務所長」という。）に改め、同項第四号並びに同条第二項及び第三項中「知事」を「所管土木事務所長」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 条例第四条の二第一項の規定による許可を受けようとする者は、砂防設備占有許可申請書（別記第二号様式の一）に、実施計画説明書、位置図、平面図、断面図、構造物図及び求積図のほか、次に掲げる書類を添えて所管土木事務所長に提出しなければならない。

一 砂防設備の占有について他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必

要とする場合にあつては、当該処分を受けていることを示す書類又はその見込みに関する書類

二 利害関係人がある場合にあつては、その同意書

三 前二号に掲げるもののほか、所管土木事務所長が特に必要があると認める書類

2 条例第四条の二第一項の規定による許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、砂防設備占有変更許可申請書（別記第二号様式）に前項に規定する書類（変更に係るものに限る。）を添えて所管土木事務所長に提出しなければならない。

3 前二項の規定により所管土木事務所長に提出する書類は、正副二通とする。

4 前三項の規定は、条例第四条の二第三項の規定により国又は地方公共団体が協議する場合について準用する。

第三条中「第四条第一項」の下に「又は条例第四条の二第一項」を加え、「知事」を「所管土木事務所長」に改める。

第五条中「知事」を「所管土木事務所長」に改める。

第六条中「砂防指定地内行為完了届」を「行為完了届」に、「砂防指定地内行為廃止届」を「行為廃止届」に、「知事」を「所管土木事務所長」に改める。

第八条を削る。

別記第一号様式中「山口県知事」を「土木事務所長」に、「砂防指定地における行為の規制に関する条例」を「砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」に改める。

別記第二号様式中「（第2条関係）」を「（第2条、第2条の2関係）」に、「砂防指定地内行為変更許可申請書」を「砂防指定地内行為変更許可申請書」に、「山口県知事」を「土木事務所長」に、「砂防指定地における行為の」を「砂防指定地における行為の」に、「砂防設備の占有」を「砂防設備の占有」に改め、同

様式の次に次の一様式を加える。

第 2 号様式の 2 (第 2 条の 2 関係)

砂 防 設 備 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

土木事務所長 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電 話) 局 番 (印)

下記のとおり砂防設備の占用の許可を受けたいので、砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例第 4 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所	
占 用 の 面 積	
その他参考となるべき事項	

添付書類

- 1 / 実施計画説明書、位置図、平面図、断面図、構造物図及び求積図
- 2 砂防設備の占用について他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合にあつては、当該処分を受けていることを示す書類又はその見込みに関する書類
- 3 利害関係人がある場合にあつては、その同意書

注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 占用をしようとする場所が二以上の字又は地番にわたるときは、「占用の場所」欄にその字又は地番をすべて記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

山口県知事、土木事務所長、砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則、砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例施行規則、山口県知事、土木事務所長、砂防指定地における行為の規制に関する条例、砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例、山口県知事、土木事務所長、砂防指定地内行為の廃止、行為の廃止、山口県知事、土木事務所長、砂防指定地における行為の規制に関する条例、砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例、

山口県知事、土木事務所長、砂防指定地における行為の規制に関する条例、砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例、

許可の年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
許可に係る行為の内容	1 土地の形状変更、竹木の伐採等又は工作物の新築等 2 砂防設備の占用
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号

改め、同様式の注に次のように加える。

3 「許可に係る行為の内容」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

別記第七号様式の表中「砂防指定地における行為の規制に関する条例」を「砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」と改め、同様式の表中「砂防指定地における行為の規制に関する条例」を「砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」に、「第4条第1項」を「第4条第1項又は第4条の2第1項」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年五月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。



山口県告示第二百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年四月二十二日から同年五月十

を に

二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日本石油精製株式会社

住 所 東京都港区西新橋一丁目三番一―二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 新日本石油精製株式会社麻里布製油所

所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十一号の石油精製業の用に供する脱塩施設、原油常圧蒸りゆう施設、脱硫施設及び揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、同表第七十号の廃油処理施設、同表第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

排水水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	項目		排水水の汚染状態の値		排水水の日当たりの量 (m ³)
					変更後	変更前	通常	最大	
"	"	"	"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	八・一	八・五	七	"
"	"	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	一・二	一・二	一〇	"
"	"	"	"	"	浮遊物質 (mg/l)	五	五	一五	"
"	"	"	"	"	鉱油類 (mg/l)	一	一	一	"
"	"	"	"	"	窒素 (mg/l)	〇・三	〇・三	〇・七	"
"	"	"	"	"	リン (mg/l)	〇・一	〇・一	〇・一	"
"	"	"	"	"	通常	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三八、四〇〇	"
"	"	"	"	"	最大	四一、八二六	四一、八二六	五〇、三二二	"
"	"	"	"	"	通常	一一三、一七四	一一三、一七四	一二六、一七〇	"
"	"	"	"	"	最大	三五八、九八八	三五八、九八八	四二五、六五六	"
"	"	"	"	"	通常	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三八、四〇〇	"
"	"	"	"	"	最大	四一、八二六	四一、八二六	五〇、三二二	"

山口県告示第二百六十一号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一項の規定により、次に規定する病院及び診療所でなくなった。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	小野田市大字小野田一三一五の四
小野田市立病院	大字東高泊一八六三の一
小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇
山陽中央総合病院	厚狭郡山陽町大字厚狭五〇三
原田外科医院	小野田市大字津布田二五〇六の一

山口県告示第二百六十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	山陽小野田市大字小野田一三一五の四	平成二〇、三、二一
山陽小野田市立小野田市民病院	大字東高泊一八六三の一	"
山陽小野田市立山陽市民病院	大字厚狭五〇三	"
小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇	"

原田外科医院

六の二 大字津布田二五〇

山口県告示第二百六十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、法第三条第一項第四号の命令を行うので、法第五条第四項において準用する法第三条第五項の規定により命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 区域及び期間

(一) 区域

萩市、長門市及び佐波郡徳地町の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び関係農林事務所並びに萩市農林部林政課、長門市経済建設部農林課及び徳地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十七年五月二十二日から同年七月一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届

の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(二)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、光市及び長門市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び関係農林事務所並びに下関市農林水産部農林整備課、光市経済部水産林業課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十七年五月二十二日から同年七月一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったか

どうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
(四) 知事は、(二)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、長門都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
長門市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
長門都市計画下水道事業長門市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和二十八年八月二十五日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
長門市仙崎、東深川、西深川、深川湯本及び俵山

山口県告示第二百六十五号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

二の3中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に改め、二の4中「第六

十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、二の5中「第六十九条第二項」を「第九十九条第二項」に改める。

山口県告示第二百六十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成十七年四月二十二日から同年五月十二日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

徳山下松港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

第二工区

周南市晴海町七の四六から同町七の四九に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

第二工区

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成六年七月二十九日付け指令港湾第三二五号でしゅん功認可された埋立地（以下「平成六年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D・L・+三・〇九メートル）、2の地点と3の地点を結ぶ平成十四年二月十九日付け指令港湾第二二号の五でしゅん功認可された埋立地（以下「平成十四年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D・L・+三・〇八メートル）、3の地点と4の地点を結ぶ平成十六年三月二十六日付け指令港湾第二二号の一でしゅん功認可された埋立地（以下「平成十六年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D・L・+三・〇八メートル）、4の地点から9の地点までを順次結んだ線及び1の地点と9の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田の仙島三等三角点（北緯三四度〇二分三六・五五五秒東

経一三一度四分〇〇・三八〇秒）（以下「基準点」という。）から一三

三度五分〇〇秒二、三二八・三四メートルの地点

2の地点 1の地点から二五度〇三分三一秒五七八・九〇メートルの地点

- (三) 面積
- 第二工区
- 二〇六、六三八・八八平方メートル
- 埋立てに関する工事の施行区域
- 3の地点 2の地点から一八度四八分〇秒一三三・九〇メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から一八度四八分五〇秒一六二・一二メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から一八度四八分〇二秒五五・四二メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から八九度三二分五八秒一〇〇・〇〇メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から二二〇度五一分五五秒五七〇・〇〇メートルの地点
 - 8の地点 7の地点から三二二度〇六分五六秒五〇・〇〇メートルの地点
 - 9の地点 8の地点から二二〇度五一分五〇秒一三三・〇〇メートルの地点

- (二) 位置
- 周南市晴海町七の四六から同町七の四九に至る土地の地先公有水面
- 区域

- 次の①の地点と②の地点を結ぶ平成六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇九メートル)、②の地点と③の地点を結ぶ平成十四年埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇八メートル)、③の地点と④の地点を結ぶ平成十六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇八メートル)、④の地点から①の地点までを順次結んだ線及び①の地点と①の地点を結んだ線に囲まれた区域
- ①の地点 基準点から一三三度五二分〇〇秒二、三二八・三四メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から二五度〇三分三一秒五七八・九〇メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から一八度四八分〇〇秒一三三・九〇メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から一八度四八分五〇秒一六二・一二メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から一八度四八分〇二秒五五・四二メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から八九度三二分五八秒一〇〇・〇〇メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から四〇度五一分五五秒五〇・〇〇メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から一三二度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から二二二度〇〇分〇〇秒八五一・〇八メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から三二二度〇六分五六秒五〇・〇〇メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から四一度一〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点

- (一) 埋立地の用途
- 変更前の用途

三二九、〇三三・五九平方メートル

(二) 変更後の用途

用途	配置	規模
用 途	配 置	規 模
廃棄物処理施設用地	埋立地の北隅に配置	約一五、〇〇〇平方メートル
保管施設用地	埋立地の北側に配置	約九四、〇〇〇平方メートル
スポーツレクリエーション施設用地	埋立地のほぼ中央部に配置	約六八、〇〇〇平方メートル
道 路 用 地	スポーツレクリエーション施設用地と市民公園用地の間に配置	約五、〇〇〇平方メートル
護 岸 用 地	埋立地の南隅に配置	約二、〇〇〇平方メートル
市民公園用地	埋立地の南側に配置	約三、〇〇〇平方メートル
排水処理施設用地	埋立地の北側に配置	約一七、〇〇〇平方メートル
道 路 用 地	埋立地の南側に配置	約五、〇〇〇平方メートル
護 岸 用 地	埋立地の南隅に配置	約二、〇〇〇平方メートル
市民公園用地	道路用地と排水処理施設用地の間に配置	約三、〇〇〇平方メートル

- 四 申請者
- 周南市御影町一番一号
- 株式会社トクヤマ
- 代表取締役社長 中原 茂明
- 五 申請の年月日
- 平成十七年四月四日

山口県告示第二百六十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区装束臨港地区の分区分を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所、岩国市都市開発部都市計画課及び和木町役場において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

玖珂郡和木町和木六丁目並びに岩国市装束町五丁目及び装束町六丁目の各一部

(二) 面積

五・二ヘクタール

山口県告示第二百六十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区装港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国市都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市新港町四丁目の一部

(二) 面積

三・八ヘクタール

山口県告示第二百六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区新港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国市都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市新港町二丁目及び新港町三丁目の各一部

(二) 面積

一九・一ヘクタール

山口県告示第二百七十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区室の木臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国市都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市飯田町一丁目、飯田町二丁目、日の出町、川口町一丁目及び川口町二丁目の各一部

(二) 面積

二〇・五ヘクタール

山口県告示第二百七十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市

計画臨港地区門前臨港地区の分区を次のとおり指定する。
その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市門前町五丁目の一部

(二) 面積

〇・五ヘクタール

山口県告示第二百七十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区灘臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市南岩国町五丁目の一部

(二) 面積

〇・二ヘクタール

山口県告示第二百七十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区藤生臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市藤生町一丁目の一部

(二) 面積

〇・四ヘクタール

山口県告示第二百七十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区黒磯臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市黒磯町一丁目及び青木町一丁目の各一部

(二) 面積

〇・四ヘクタール

山口県告示第二百七十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区青木臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国市都市開発部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市青木町二丁目の一部

(二) 面積

〇・四ヘクタール

山口県告示第二百七十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、山口都市計画臨港区山口臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口土木建築事務所及び山口市都市整備部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

山口市大字深溝字狐越の一部

(二) 面積

〇・二ヘクタール

山口県告示第二百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地

幅 (メートル)員

延 (メートル)長

道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)

下松市大字末武中字弥平三三の一四四及び三三の一四七並びに字貨山四〇の一の一部及び四〇の一八

四・〇〇五・二

二二九・三

八八九・六七

山口県告示第二百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地

幅 (メートル)員

延 (メートル)長

道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)

山陽小野田市大字鴨庄字吉町田一六二の一〇一七の一五 一八一の四及び一八一の四地先

四・〇〇六・〇

一〇八・八

五八〇・二三

山口県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、萩土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 萩市大字山田字西沖田四八〇三の四及び四八〇四の四	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 三四・四	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二〇六・一五
------------------------------------	--------------------	---------------------	-------------------------------------



(二四二) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 公聴会において聴こうとする案件
特別保護地区の指定
- 二 公聴会の日時及び場所
指定しようとする
特別保護地区

特別保護地区	日 時	場 所
江良鳥獣保護区特別保護地区	平成一七、 午後二時	下関市役所豊浦総合支所
羅漢山鳥獣保護区特別保護地区	" " 二七	玖珂郡錦町大字府谷七六 錦町林業センター
常盤鳥獣保護区特別保護地区	" " "	ときわ湖水ホール
高照寺山鳥獣保護区特別保護地区	午後一時三〇分	
大原湖鳥獣保護区特別保護地区	" " 三一	周東町役場
	午前一〇時	
	六、二 午前一〇時三〇分	徳地町役場

(二四三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地
- 二 落札に係る物品の名称及び予定数量
電気 三百六十一万四千キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十七年三月二十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
四千九百三十三万九百四十三円
- 七 入札公告日
平成十七年二月八日
- 八 その他

- (一) 契約担当者
山口県立総合医療センター院長 江里 健輔
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格

(二四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十二月三日山口県公告(七六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり阿東町から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月二十二日から同年五月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿東町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー徳佐店

所在地 阿武郡阿東町大字徳佐下五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

県立学校ネットワーク用端末機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年八月三十一日

(四) 納入場所

山口県立安下庄高等学校ほか八十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十五年山口県告示第三百二十八号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一

般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、

パソコン・ネットワーク機器について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局物品管理課

(三) 受領期限

平成十七年六月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年六月二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十七年六月二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否 要
 - (四) 契約保証金 免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。JY。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of terminals for the prefectural school computer network
 - (3) Delivery period: August 31, 2005
 - (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Agenesho Senior High School and 84 other places
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Time limit for tender: 5:15 P.M., June 1, 2005
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., June 2, 2005)



山口県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十二日

山口県公安委員会

審査の種類	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引) 二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成十七年五月二十三日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター 三 審査申請書の受付期間及び時間 平成十七年五月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 審査申請書の提出先 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課 五 提出書類 (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といづ。))別記様式第一号によること。 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することが出来る運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する。JY。 七 審査手数料 一万四千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	千四百五十円
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年五月二十五日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十七年五月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

六 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円
備考 大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年五月二十六日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

- 二 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年五月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料
二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自)、教習指導員審査(普自)及び教習指導員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十七年五月二十四日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年五月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。)(
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千一百円

- 備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十七年五月二十七日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年五月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	一千八百五十円

備考

大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千元を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年五月三十日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十七年五月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙

には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成十七年四月二十二日印刷
平成十七年四月二十二日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)